

院内感染対策サーベイランス実施要綱改訂箇所
改訂履歴（2025 年 6 月）

Ver9.0（2025 年 6 月）

変更箇所（項目）	変更前	変更後
全項	国立感染症研究所	国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所
第 4 4 参加医療機関の脱退	本サーベイランスからの脱退を希望する参加医療機関は、病院長/院長名で厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課に対し届出を行うものとする。	本サーベイランスからの脱退を希望する参加医療機関は、参加医療機関専用サイトの「脱退申請」を通じて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課に届出を行う。